

高等職業訓練促進給付金について

ひとり親家庭の人で、対象資格取得のために養成機関などで1年以上修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。

なお、給付金を受け取る場合、事前に福祉事務所職員と面談が必要です。

対象

以下の全ての要件を満たしている人

- ・ 児童扶養手当を受給、もしくは同等の低水準の人
- ・ 養成機関において1年以上の課程を修業し、資格取得が見込まれる人
- ・ 修業または育児と修業との両立が困難であると認められる人
- ・ 過去に同様の給付金制度を受給していない人

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、歯科衛生師、調理師など

支給額

- ・ 住民税非課税世帯の場合 100,000円/月（最終年度140,000円/月）
- ・ 住民税課税世帯の場合 70,500円/月（最終年度110,500円/月）

問合せ先 保健センター福祉課（福祉事務所） ☎ 75-4102

自立支援教育訓練給付金事業について

ひとり親家庭の人には職業経験等が乏しく、技能も十分でないまま生活のために職につかなければならないケースがあるため、個々の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、給付金を支給します。

なお、給付金を受け取る場合、事前に福祉事務所へ申請が必要です。

対象

以下の全ての要件を満たしている人

- ・ 児童扶養手当を受給、もしくは同等の低水準の人
- ・ 受講開始日現在において雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ・ 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して当該教育訓練を受けることが適職につくために必要であると認められるものであること

対象資格

- ・ 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座
- ・ 就業に結び付く可能性が高い講座
- ・ その他、福祉事務所長が地域の実情に応じて対象とする講座

支給額

- ・ 教育訓練のために支払った費用の60%（上限20万円）



問合せ先 保健センター福祉課（福祉事務所） ☎ 75-4102